

## 羽咋市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、羽咋市が発注する建設工事の入札における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度は、総合評価方式対象工事（以下「対象工事」という。）に係る入札に適用するものとする。

(対象工事における入札公告の記載事項)

第3条 入札執行者は、対象工事を入札に付そうとするときは、羽咋市制限付き一般競争入札実施要綱第5条に規定するもののほか、当該入札に低入札価格調査制度を適用する旨を公告しなければならない。

(調査基準価格等の設定)

第4条 入札執行者は、対象工事を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、調査基準価格及び失格基準価格を設けるものとする。

2 失格基準価格に満たない価格をもって申込みをした者は、失格とする。

(調査基準価格)

第4条の2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計額(スクラップ処分益が計上されている場合は、(1)から(4)の合計額からスクラップ処分益を控除した額)とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 建築・設備工事については、前項の直接工事費のうち、経費計上分(10%相当)は現場管理費とみなす。

3 第1項により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

4 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定によらず、調査基準価格を定めることができる。

(失格基準価格)

第4条の3 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計額(スクラップ処分益が計上されている場合は、(1)から(4)の合計額からスクラップ処分益を控除した額)とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

- 2 建築・設備工事については、前項の直接工事費のうち、経費計上分（10%相当）は現場管理費とみなす。
- 3 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定によらず、失格基準価格を定めることができる。

（落札者の決定）

第5条 対象工事の入札に係る落札者の決定は、羽咋市制限付き一般競争入札実施要綱第9条の規定に加え、次条から第9条までに規定するところによるものとする。

（落札決定の保留）

第6条 入札執行者は、開札を行った場合において、調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者が落札候補者であるときは、落札の決定を保留しなければならない。

（調査の実施および提出書類）

第7条 入札執行者は、前条の規定により落札の決定を保留したときは、次に掲げる事項に関する資料等を入札者から提出させ、入札者が入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するものとする。

- (1) その価格により入札した理由(様式1)
  - (2) 入札価格の内訳書(様式自由)
  - (3) 契約対象工事附近における手持工事の状況(様式2)
  - (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況(様式3及び様式4)
  - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)(様式5)
  - (6) 手持資材の状況(様式6)
  - (7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係(様式7)
  - (8) 手持機械数の状況(様式8)
  - (9) 労務者の具体的供給見通し(様式9及び様式10)
  - (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者(様式11)
  - (11) (10)の公共工事の成績状況
  - (12) 下請契約予定者の状況(様式12)
  - (13) 経営状況
  - (14) 信用状況
    - ア 建設業法違反の有無
    - イ 賃金不払いの状況
    - ウ 下請代金の支払遅延状況
  - (15) 建設副産物の搬出地(様式13)
  - (16) その他必要な事項
- 2 低入札価格調査に必要な書類（以下「調査資料」という。）は、調査資料の提出を求めた通知のあった日の翌日から起算して3日以内（当該期間内に羽咋市の休日を定める条例（平成2年条例第4号）第1条に規定する市の機関の休日にあたる日があるときは、当該休日を除く。）に提出するものとする。
  - 3 落札候補者が羽咋市建設工事総合評価落札方式要領第4条の規定等により第1項各号に関する書類を既に提出している場合は、当該提出済みの書類を調査資料とみなす。
  - 4 低入札価格調査は、当該工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）、課長補佐、係長、設計担当者及び市長が特に必要と認めた者（以下「調査担当者等」という。）が行

うものとする。調査担当者等は、第3項の調査資料提出後、速やかに当該落札候補者に対し聴取り調査を実施するものとする。

- 5 第2項の提出期限までに調査資料を提出しない場合又は前項の聴取り調査に応じない場合等、第1項の調査に協力しない場合は、当該落札候補者を失格とした上で、羽咋市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を講ずることがある。

(契約内容に適合した履行がされると認めたときの措置)

第8条 調査担当者等は、前条第1項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、その旨を企画財政課長に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告があった場合は、企画財政課長は、直ちに羽咋市工事請負等業者選考委員会の構成員(以下「審査員」という。)の承認を得て、最低価格入札者を落札者と認め、落札した旨を当該最低価格入札者に通知するとともに、他の入札者に落札の決定があった旨を通知するものとする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第9条 調査担当者等は、第7条第1項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、その旨を企画財政課長に報告するものとする。

- 2 企画財政課長は、前項の規定による報告があったときは、審査員に意見を求めるものとする。
- 3 前項の審査員の意見が調査担当者等の意見と同一であったときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定するものとする。
- 4 第2項の審査員の意見が調査担当者等の意見と異なったときは、調査担当者等による再調査をするものとし、その結果、なお、契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるに足りる合理的な理由があるときは、次順位者を落札者と決定するものとする。
- 5 企画財政課長は、第3項又は前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに当該次順位者に落札した旨を、最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかったものに落札者とならなかった理由を、他の入札者に落札の決定があった旨をそれぞれ通知するものとする。
- 6 第7条及び前条並びに第1項から第4項までの規定は、次順位者の入札額が調査基準価格を下回る場合について準用する。

(契約後の取扱い)

第10条 入札執行者は、低入札価格調査を実施し、かつ、契約内容に適合した履行がされると認めたときの工事については、低入札価格調査において提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐものとする。

- 2 所管課長は、施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認するものとする。
- 3 所管課長は、施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認するものとする。
- 4 監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。
- 5 監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施

工が実施されているかどうかを確認するものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

- 6 所管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 4月8日から施行する。